

令和4年の平和宣言について

1 宣言作成の基本姿勢

- (1) 平和宣言の作成に当たっては、これまでと同様に「被爆者の思いを伝える」ことを主眼に置きつつ、「平和宣言に関する懇談会」での意見を踏まえて起草した。
- (2) 構成要素としては、「被爆の実相」、「時代背景を踏まえた事項」、「核兵器廃絶に向けた訴え」、「被爆者援護施策充実の訴え」、「原爆犠牲者への哀悼の意」、「平和への決意」の6つを盛り込んでいる。
- (3) 核抑止力の拡大に理解を示す傾向にある現下の状況を変える必要があることを強調し、広く理解してもらうために、できるだけ分かりやすい展開になるよう努めた。

2 宣言の骨子

- (1) 宣言の冒頭において、被爆者の体験記を引用し、77年前の夏、何の前触れもなく日常が一変し、家族との最後の別れを予期せず迎えることになった悲しみを伝えるとともに、被爆者が目にした、核兵器により地獄絵図と化した広島の惨状を振り返る。
- (2) ロシアによるウクライナ侵攻により、罪のない市民の命や日常が奪われている中、武力によらず平和を維持するという理想の追求を放棄することは、人類の存続を危うくすることであると述べた上で、一刻も早く全ての核のボタンを無用のものにしないと強く訴える。
- (3) トルストイの言葉を引用し、他者を威嚇し、その存在をも否定するという行動をしてまで自分中心の考えを貫くことは許されないと示す。
- (4) 核保有国の為政者に対しては、核兵器のない世界を夢物語にすることなく、その実現に向け、国家間に信頼の橋を架け、一步を踏み出すことを訴える。そのためにも、被爆地を訪れ、核兵器を使用した際の結末を直視するよう求める。とりわけ、来年のG7サミットに出席する為政者には、このことを強く期待する。
- (5) 広島は、坪井直氏の「ネバーギブアップ」の精神を受け継ぎ、核兵器廃絶の実現を目指し続けることを宣言するとともに、平和首長会議は、加盟都市との連携を強化し、あらゆる暴力を否定する「平和文化」を振興することで、対話を通じた外交政策を目指すことを後押しすることを宣言する。
- (6) 日本政府に対しては、まずはNPT再検討会議での橋渡し役を果たすとともに、次回の核兵器禁止条約の締約国会議に参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器廃絶に向けた動きを後押しすること、また、被爆者の苦悩に寄り添い、被爆者支援策を充実することを強く求める。

3 宣言の発信

平和を願う「ヒロシマの心」を、より早く、より多く人々に共有してもらうため、英語版の平和宣言の動画配信の開始を、式典の翌日以降から式典当日に早める。また、動画サイトを周知するため、引き続き、平和首長会議やICAN等の関係NGO、式典への参列大使などに情報提供することに加え、新たにSNSによる事前告知やプッシュ配信などを活用する。

4 宣言文

別紙のとおり。（8月6日平和宣言開始後解禁）

（参考資料） 平和宣言で引用した被爆体験談を書かれた方のコメント